

## 第四章 明治前期の涉外と文化

### 第一節 横須賀軍港の形成

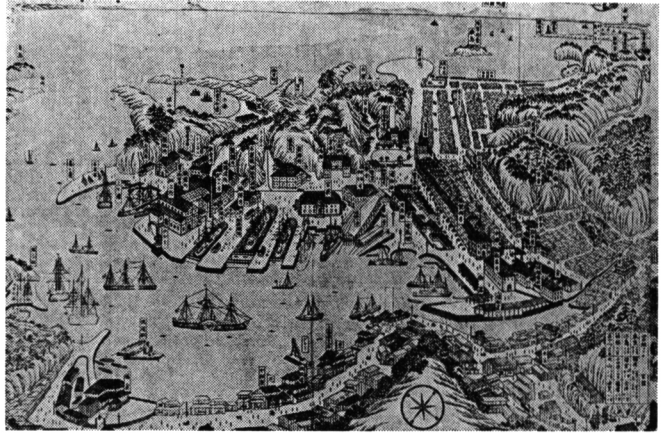
#### 一 横須賀鎮守府の設置

##### 横須賀と海軍

三浦半島の横須賀の地は、戦前「軍港」の所在地として知られたところである。ここは横須賀鎮守府をはじめ、海軍工廠その他の海軍施設が集中し、港内には常時海軍艦艇の停泊する姿が見られた一大海軍基地であった。

ところで、このような海軍施設形成の歴史を回顧すると、そもそも横須賀に諸施設が集中して、「軍港」の基礎が確立したのは、ほぼ明治二十年代であったといつてよいと思われる。

横須賀はもと横浜と同じく、小さな集落が散在する寒村地帯であったようである。しかも、その位置は内陸部から大きく隔絶し、横浜とは比較にならない交通不便な土地であった。ここに市街地が新しく形成され、やがて後に本県有力都市に発展したのは、いうまでもなく横須賀造船所に始まる海軍施設の拡大形成に起因している。横須賀の市街は「軍港」に依存する消費都市という性格をになって出発した。



横須賀明細一覽図（明治18年）

神奈川県立文化資料館蔵

したがって、開港後たちまちブームタウンとなった商業都市の横浜にくらべれば、その発展は、信頼できる資料に欠けるので確言はできないが、かなり緩慢であったと想像される。なぜなら、横須賀造船所を除いては、海軍の諸施設の形成がきわめて緩慢であったからである。また、よく指摘される横須賀造船所の職工数こそ早くから千人、二千人という人数を数えたにしても、要するに彼らは零細な賃労働者の集団にすぎず、造船所用の必要物資は東京・横浜、そして浦賀から海上輸送でおこなわれていた。横須賀軍港の転機は、一八八四年（明治十七）年の横須賀鎮守府の設置であった。この前後から以後、明治二十年代にわたり、急速に海軍諸機関が集中し始めているからであり、一八八九（明治二十二年）六月に開通した横須賀線は、陸上交通の欠陥を一気に解消した。その鉄道建設の要望者は陸海軍であった。（資料編18近代・現代⑧）一六六一一七〇参照。

横須賀と海軍との密接な関係は、横須賀製鉄所にはじまる。明治元年閏四月、神奈川裁判所の管理下に置かれ、事業継続とさまった横須賀製鉄所で、ウエルニーがまず処理しなければならない当面の課題は、在職フランス人の契約の更新であった。彼らの多くは明治二、三年に満期を迎えるからであった。ウエルニーは寺島判事と交渉して、退職帰国者・残留者ともに処遇の改善をはかり、総定員を首長以下三十二名に改正し、副首長を置いてチボジー（ティボーディエ）を迎え、欠員八名の補充と会計整理のため一旦帰国し

た。彼が横須賀製鉄所に帰任したのは、明治三年二月のことであったが、その年の五月の調べによると、雇いフランス人は横須賀に三十七名、横浜に六名、計四十三名を数えている。(『横須賀海軍船廠史』)

ウエルニーが故国へ帰省した明治二十年十月、横須賀製鉄所は神奈川県から離れて大蔵省に移った。そしてさらに明治四年一月に工部省の管轄下に入り、同年四月には長崎製鉄所とともに「製鉄所」の名称を改め、「造船所」と称することとした。そして、翌明治五年十月八日に海軍省へと移管されたのであった。工部省から海軍省へ移ったのは、当時独自の造船所の保有を熱望していた海軍省の再三にわたる要求によるものである。

横須賀造船所の移管の必要について、海軍省があげている理由はつぎのとおりである。

(一)石川島・浦賀と比較して横須賀が造船所にもっとも適地であること。「石川島ノ義ハ最モ適当ノ地ニ候得共惜哉濶浅ク満潮ト雖モ水入一丈余ノ船ヲ入候事ヲ得ス」「浦賀ノ義ハ良港ニ候得共大海へ突出、戦時充分防禦ノ目途無之、防禦ノ手当充分ニ無之候得ハ数十万金ヲ費シ候モ徒ニ敵ノ彈丸ニ崩射セラレ候ハ必然ニ候間万全ノ地ニ無之ト奉存候」「横須賀ノ義ハ東京ヲ距ル十三里、外寇之憂無之トハ難申候得共、富津洲申島観音崎ヨリ鎌倉へ掛ケ東京防禦外廓タルヲ以テ堅固之砲台ヲ築キ候得ハ横須賀防禦ヲ兼候故一事両全先ツ海軍所屬造船場適宜ノ地ト奉存」

(二)他省管轄の造船所では不便であること。「是迄当省諸艦ノ内破損有之候節横須賀ニ於テ修覆等致来候処他省所轄之場所ニ付修覆為致候ニハ無之修覆相頼候姿ニ相成、自当省掛リ諸官員ノ随意ニ参リ兼、自然行違意外ノ入費相掛リ候而巳ナラス、諸事速ニ不相運御用便達兼候義不少、依テ海軍ニ於テモ横須賀同様ノ製船所不設候テハ後來海軍御拡張之進歩ニ大ナル妨碍アリ、別ニ手広ノ場所取建候得ハ二重ノ御入費ニ相当リ、畢竟横須賀製鉄所海軍所轄ニ不相成候ニ依リテ皇国ノ贅費ニ立至リ可申ト奉存候」

(三)横須賀製鉄所設立の本来の目的が海軍振興にあること。「横須賀製鉄造船所ニ於テ是迄蒸気商船新製修理等為致候ハ勸工之御目途ニ可有之、一応御尤ノ義ニ奉存候得共、旧幕府当所ニ製鉄所ヲ設置スルヤ専海軍開弘ノ為ニシテ地理並ニ工作場修船台ノ配置ニ至ルマテ悉皆軍艦補理ノ都合ヲ斟酌セリ、故ニ是ヲ海軍ニ附託被 仰付候ハ、初発当所取建ノ趣意ニ相叶候半歟、是ヲ工部ニ附シ官靡ニ於テ商賈ノ所為ヲ

兼ルハ其体裁甚宜敷ヲ得サル義ト奉存候間勸工所ノ廉ヲ主ニ致シ官民ニ会社ヲ為設官ヨリ数万金ヲ貸渡シ防禦ノ手当等ニハ素ヨリ不及浦賀  
辺ニ於テ手輕ノ造船場取建蒸氣商船新製修理等為取計候方却而便宜奉存候」(『海軍制度沿革』(復刻版) 卷三(1))

### 提督府

横須賀造船所が海軍省へ移管されたころ、一方では、海軍省は後の「鎮守府」の前身である「提督府」の設置に着  
手していた。明治四年十月の「海軍規則」は、「艦隊」なるものを初めて規定し、大中小の三種とするともに、  
「附近ノ諸港ヲ統括」する「海軍提督府」の一条を掲げている。しかし、その職員が発令されたのは一年後の明治五年十一月、  
執務の場所は海軍省内であった。そして、つづいて同月二十七日、提督府を横須賀に設置する旨の布達が出されたのである。  
その布達文は「横須賀へ提督府被置候ニ付自今左之通管轄被仰付候条此段相達候事」とあり、その管轄事項は、「一、諸工水  
火夫徴募、戸籍取調、艦船乗除分配ノ事(第一条)」「一、予備艦船練習艦運送船貯蓄船修履船等管轄ノ事(第三条)」などの五  
条を掲げている。

しかしながら、提督府の設置は、その後も不可解なほど長く実現を見なかったのである。一八七三(明治六)年三月、提督府  
の横須賀設置は当分中止し、省内に仮庁設置に変更するとともに前記管轄事項もすべて取り消し、新たに諸提督府規則等の取  
調・諸工水火夫取扱・非役士官の海軍研究および中士以下の操練技術教授の三条だけにした。「提督府」の機能そのものに関  
し、なお統一ある理解に達していなかったためであろう。

海軍省が提督府の設置場所として白羽の矢を立てたのは横須賀の大津村であった。一八七四(明治七)年八月の上申書による  
と、西海では鹿児島に本提督府、対州に分提督を置き、琉球諸島、中国・四国・能州七尾までを管轄することとし、相州大津  
村の提督府は浦賀・横須賀等を守備する構想を述べ、同年十月には、大津村の提督府を第一提督府、鹿児島を第二提督とした  
と上申しつゝる。



「蓋シ提督府ナルモノ先ツ外国ノ比例ヲ以テスレハ彼英國ノ「ドックヤード」、米國ノ「ネウキヤード」ノ如キモノ歟、若シ然ルトキハ艦船並ニ機関ノ新製機装及ヒ修繕ヨリ港内ノ警備兵器測器貯品倉庫病院練習艦余備ノ艦船保護等將又新備ノ艦船準整裝置等ノ監督検査配与等ヲ管任主載シテ常備艦ヲ始メ航海艦船ノ簡便ニ設備スルモノ歟、未タ其確詳ヲ弁明シ能ハス尚調査シ再ヒ上申スレトモ方今我海軍ニ準スレハ主船寮提督府ノ二庁ノ聯制体裁ヲ改定シ前文ノ意見ヲ管理分掌シ渾テ艦船ヨリ需用ノ申告或ハ器物等此庁ニテ收受セシムル歟然則チ当府ノ制限篤ト取調ノ上一府移転相成候方可然ト存候得共即今先ツ富士撰津ノ二艦及ヒ諸工水夫演習所ヲ同所ニ移シ数名ノ官員ヲ派出シ尚一層練習ノ業ヲ勉勵センカ為メ英教師上士以下数名ヲ乗セ付ケ十分ノ規律ヲ以テ督責不相成候テハ非常ノ際却テ無益ニ厲シ一句ノ成功十旬ニ流レ一層隔地ノ災ヲ釀シ候様成行候間前件篤ト御協議ノ上何分ノ御沙汰有之度此旨至急上請候也」

〔海軍制度沿革〕（復刻版）卷三(1)鎮守府

提督府の概念がここまで到達したことは、基地としての「軍港」形成の出発点に立ったことを意味するといつてよいだろう。翌一八七五（明治八）年八月、海軍省は第一提督府の設置場所をこれまで大津村と定めていたものを一転して横須賀造船所構内に変更した。利害を熟考した結果であるというが、提督府は造船所と直結するものとする考えのあらわれである。こうして提督府はようやく実現の運びに至る。

一八七六（明治九）年五月、川村海軍大輔は、これまでの提督府という名称を廃止し、新たに「鎮守府」に改めるとともに、東海鎮守府を横須賀に、西海鎮守府を長崎に設置することとし、八月末三条太政大臣の決裁を得た。ただし、この上申案に対し法制局は「鎮守府」という名称に対して異議を提し、歴史上の事例から陸軍には適当とするも、海軍にはむしろ「海衛府」と唱えた方が穏当であるとしたという。ともあれ、「鎮守府」はこれまでの「提督府」が脱皮したものといてよく、海国の防衛司令部という概念を積極的に表明したものと見える。しかし、その実現を見たのは、さし当たり同年九月十四日に設置された東海鎮守府一つだけであって、それも場所は横須賀ではなく、横浜元弁天北仲通りドイツ領事館跡であった。

これに先立って九月一日に定められた「海軍鎮守府事務章程」はいう。「鎮守府ハ所管ノ艦船及水兵諸工夫ヲ統轄シ其管海一切ノ保護ヲ掌ル所トス」(第一条)。「海上ヲ区域シテ紀州潮ノ岬、能登岬以東北海道ニ至ルヲ以テ東部ノ所轄トシ、其以西四国九州琉球海ニ至ルヲ西部ノ所轄トナス」(第二条)。吳、佐世保に鎮守府の設置がきまったのは、これからはるかにおくれた一八八六(明治十九)年のことであり、その開庁は一八八九(明治二十二)年になっている。

### 横須賀鎮守府

一八八四(明治十七)年十二月十五日、海軍省は各府県に対して、東海鎮守府を横須賀に移転することを通達した。その通達文はつぎのようになっている。

「東海鎮守府ヲ相模国三浦郡横須賀ニ移シ横須賀鎮守府ト改称ス此旨為心得相達候事」

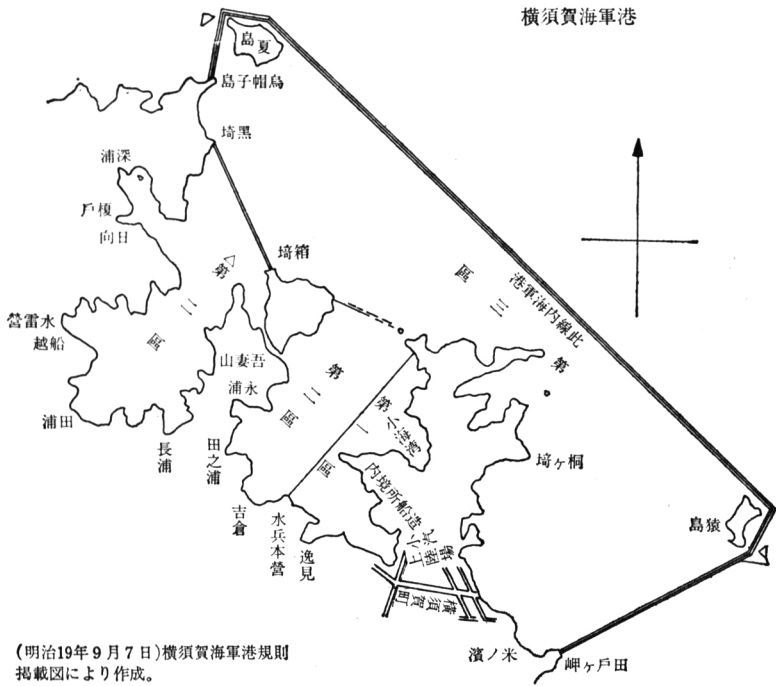
この布達は「横須賀鎮守府」の名がはじめて誕生したことを示すものであるが、しかし、それはこの布達文に見えるような、東海鎮守府の移転・改称にとどまるものではなかった。同日、別に一八七六(明治九)年の海軍鎮守府事務章程に代る「鎮守府条例」、横須賀海軍造船所および横須賀海軍病院を横須賀鎮守府所管とする布達がだされ、既設の海軍施設のすべてを統轄するところの鎮守府であった。

鎮守府条例はつぎのよう言う。

「鎮守府ハ海軍港に置キ艦隊其他ニ属セサル艦船ヲ管轄シ水兵諸工夫ノ練習及ヒ兵器石炭物品ノ貯蔵配賦並ニ艦船ノ製造修理等ニ関スル事務ヲ総理シ且ツ其所在港内ヲ管轄守衛スル所トス」(第一条)

ここで鎮守府設置の場所は「海軍港」と明示されているが、「海軍港」と指定されていたのは、当時は竹敷(明治十年三月指定)と「横須賀近湾」(明治十年九月指定)の二か所のみであった。

ついで鎮守府管下の諸機関を次のように規定している。



「鎮守府ノ下ニ造船所屯營武庫倉庫病院軍法會議及ヒ監獄署ヲ置キ又港内ニ旗艦ヲ置ク」(第二条)

つぎの鎮守府に関する法規の制定は、一年余の後の一八八六(明治十九)年四月二十二日にだされた「海軍条例」(勅令二四)と「鎮守府官制」(勅令二五)とである。

「海軍条例」は、初めて軍令と軍政の別を明かにした点にもっともその特徴が見られるものであるが、当時はまだ「軍令部」は独立しておらず、「参謀本部海軍部」と称していた時代であったから、「凡ソ事軍令ニ関スル者ハ参謀本部長奏聞参画シ 親裁ノ後海軍大臣之ヲ奏行ス」(第一条)という条文になっている。そして、戦時、親裁の軍令は、鎮守府司令長官・艦隊司令長官らが相互協力して事にあたるものとするとして定めている。また、鎮守府司令長官の任務は、「管内ニ於テ軍令ヲ主宰シ軍紀風紀訓練ヲ董督シ軍令ヲ管理ス」(第八条)と定めている。

「条例」の第二の特徴は、新たに五つの「海軍区を定

めたことである。

すでに海上の区分については、これより先明治九年の鎮守府事務章程に初めて見え、明治十七年の鎮守府条例には掲出されなかったものであるから、明治九年の区分の改正といえるものである。すなわち、この新海軍区制によると、横須賀鎮守府が管轄する〈第一海軍区〉の範囲は、「陸中陸奥国界ヨリ紀伊国南牟呂東牟呂郡界ニ至ルノ海岸海面及小笠原島ノ海岸海面」となっている。

また、〈第二海軍区〉は、右の南・東両牟呂郡界より石見・長門国界へ、また、筑前国遠賀・宗像郡界より九州東海岸、日向・大隅国界に至る海岸海面と四国の海岸内海。

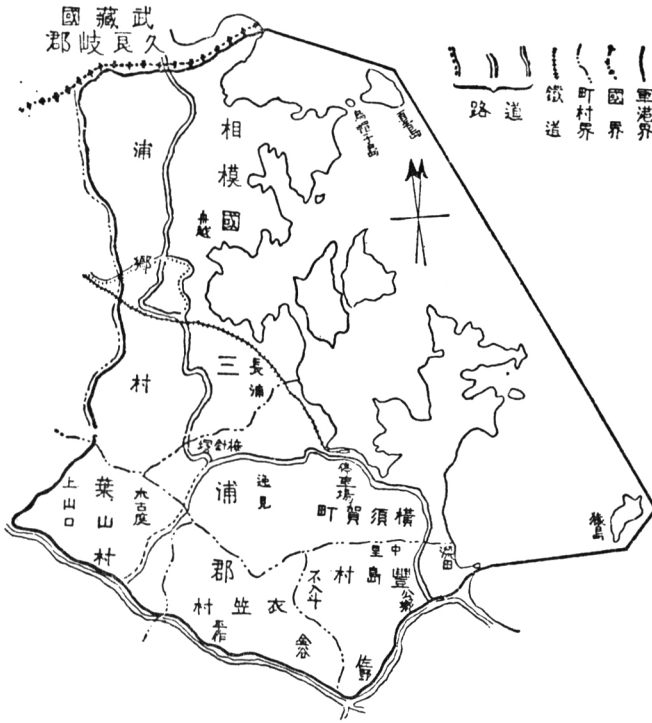
〈第三海軍区〉は、右の遠賀・宗像郡界より九州西海岸、日向・大隅国界に至る海岸海面と彦岐・対馬・沖繩諸島の海岸海面。

〈第四海軍区〉は、石見・長門国界より羽後・陸奥国界に至る海岸海面。

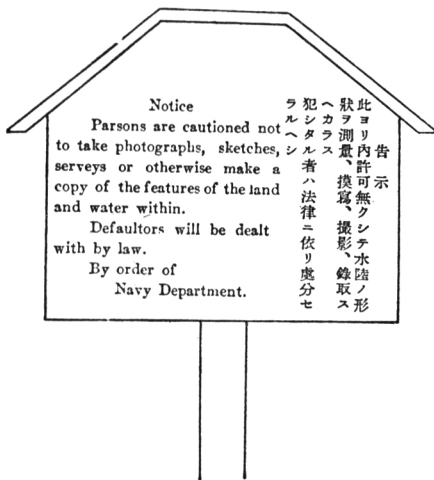
〈第五海軍区〉は、北海道・陸奥の海岸海面と津軽海峡となっている。

右の五海軍区の設定にもとづいて、鎮守府を設置することと定めている点が第三の特徴である。すなわち、「第七條 各海軍区ノ軍港ニ鎮守府ヲ置キ其軍区ヲ管轄セシム 鎮守府ノ名称ハ其所在ノ地名ニ依ル」と定めている。

しかし、当時、各海軍区の軍港に鎮守府開設の具体案は、既設の横須賀のほかは、五月四日に第二海軍区の鎮守府は呉港、第三海軍区の鎮守府は佐世保港と定めたにすぎず、他の海軍区は未定であり、しかも、呉・佐世保両港に鎮守府の開庁を見たのは、一八八九（明治二十二年七月一日のことである。したがって、その時まで第一海軍区の横須賀鎮守府のみがただ一つ存在していたわけである。



横須賀軍港境域 (明治二十九年十一月十一日勅令三六五 大正元年十二月消滅改正)  
『海軍制度沿革』卷十五



また、「鎮守府官制」は鎮守府の組織と定員を詳細に規定したものである。その第一条に掲げられた鎮守府の組織は、参謀部・軍医部・主計部・造船部・兵器部・建築部・軍法会議・監獄署から成り、この「官制」で規定されている各軍港司令部は、予備艦部・水雷部・航海部から成るとされているが、「予備艦部」と「航海部」の所管事項は、後に新設される「海軍港務部」の所管となる。

また、訓練教育機関もこのころつぎつぎと設置された。たとえばつぎのようなものがある。横浜に東海鎮守府が設置された翌年の一八七七（明治十）年十月、

横須賀に「東海水兵本営」が設けられ、また浦賀水兵屯集所がその「分営」となったが、一八八九（明治二十二年）四月に「海兵団条例」が制定され、「海兵団」は鎮守府所在地に置かれることになった。このほか、一八七九（明治十二年）九月に造船所構内に置かれた「水雷練習所」は、一八九三（明治二十六年）年「海軍水雷術練習所」となる（後、一九〇八（明治四十二年）海軍水雷学校）。また、一八八五（明治十八年）十二月には、運用術練習艦の制を定めている（後、一九三四（昭和九年）海軍航海学校）。一八八四（明治十七年）造船所内で木工生・機関工生の教育を始めたが、これとは別に一八八七（明治二十年）年七月、海軍機関学校を創設した。同校は後に教育内容の変遷を重ねた。また、一八八六（明治十九年）の砲術練習艦につづいて、一八九三（明治二十六年）年に置かれた海軍砲術練習所（後、一九〇七（明治四十一年）海軍砲術学校）がある。

横須賀軍港の基礎は、こうして確立した。しかし、最後に付言しておかなくてはならないことは、軍港の境域のことである。

一八八六（明治十九年）九月に定められた「横須賀海軍港規則」では、その指定は港内に限られていた。しかし、日清戦争後の一八九六（明治二十九年）年十一月の改正によって、横須賀軍港の境域は横須賀の内陸部まで拡張され、一九〇〇（明治三十三年）二月には、軍港の境域に標札が立てられるようになった。（前ページ所載図参照）第二に、軍港とは別に、明治三十二年の要塞地帯法によって、三浦半島・東京湾・千葉県西側一帯が「東京湾要塞」に指定されたことである。以後、横須賀地区に多数の砲台の建設が始まるが、これは陸軍の管轄であった。（『海軍制度沿革』（復刻版）巻十五、浄法寺朝美『日本築城史』）

## 二 横須賀造船所の実績

### 海軍省主船寮の雇 いフランス人批判

近代海軍の建設を急ぐ海軍省が横須賀造船所を管理下に置くと、所内の能率向上を採りあげ、その第一着手として雇いフランス人の整理方針を打ちだした。

海軍省主船寮がフランス人たちの勤務状況に不満を述べ、いったん全員を解雇することが得策であると説いたのは一八七三年一月のことであった。『海軍制度沿革』（復刻版）巻三(1)海軍工廠。長文であるがその一部をつぎに掲げてみる。

(一)雇い外国人の人員は過剰、不経済であること——意見書は言う——「横須賀造船所海軍省所轄相成候ニ付テハ、工部省所轄中同様に体裁ニテハ限り有ル入額金ヲ以テ限り無キ冗費ニ充ツルノ道無ク、特ニ御雇外国人ハ五、六名ニテ十分事足り可申ニ、三拾余名ノ人員、右給料一ヶ年凡五万円余ノ費ト相成候、然レトモ右人員専ラ努力シテ皇国ニ須要ナル者ニ御座候得ハ何ゾ千万ノ費ト雖モ聊カ(モ)可惜ニ無之候得共、多クハ贅物ニ属シ居リ候間、無用ノ費ヲ省キ有益ノ資費ニ充候社元ヨリ至当ト存候事、」

(二)フランス人に対する不平——意見書は言う——「諸匠其術ニ精工ナル者ハ仏人ノ差図ニ従フヲ否ミ候、是レ他ナラス、仏人已ノ意ニ適スル者ハ仮令拙工ト雖モ賃銀ヲ多ク与ルカ故ニ精工ナル者ハ庸ニ不平ヲ鳴ラシ、動スレハ討論シ、終ニハ退転スルカ故ニ同所へ出頭ノ匠工ハ更ニ精熟ノ者無之、真ニ都合ノ次第二候事、」

(三)技術官員も志を得ず——意見書は言う——「工術ヲ以テ奉職候官員十分其學術ニ長シ候共、仏工頭目(注、主任技師をいう)ハ首長(注ウエルニ)ノ差図ノミヲ用ヒ、我官員ヲ蔑視スルカ故ニ、我カ官途ノ者ハ実ニ木偶ニ等シク、只今日働作候我カ職工ノ精惰ニ日ヲ注キ候迄ニテ、此姿ニテハ仮令数年ノ後ニ至ルト雖モ実地ニ長シ候期更ニ無之候事、」

横須賀及横浜在勤ノ官員相応學術アル者、工部省所轄中、志ヲ得サルカ故ニ各職ヲ辞謝セントセシニ、海軍省管轄相成候ニ付旧奥ヲ一洗シ断然改革可有之ト一途ニ着眼候処、豈<sup>あはば</sup>図ランヤ、総テ工部省所轄之日ニ異ラス、因循極リ候ニ付、大ニ望ヲ失ヒ候趣、今此景況ヲ以テ在舊過日候ハハ有志ノ志<sup>おいかい</sup>ハ追々本職ヲ辞シ他ノ官ニ拜センコトヲ志願スル而已ナラス、横須賀ノ如キ五州ニ耻サル造船所アリト雖モ我国人ノ手ニテ艦船器械等ヲ製出スルコト能ハサル実ニ遺憾ニ堪ヘサル処ニシテ、其實ハ当寮(注、主船寮)ニ帰シ、当寮ノ盛否ハ結局海軍ノ振起スルトセサルトニ関係致ス可ク真ニ重大ノ事件ニ候事、

(四)ウエルニー独裁の弊——意見書は言う——「横須賀横浜両所ノ義ハ旧政府以来引続キ神奈川県所轄ト相成候節「ウエルニー」へ御委任相成リ、之レカ為ニ弊習ヲ醸シ、工部省ニ於テモ之レヲ如何トモ為スコト能ハス、諸事「ウエルニー」ノ意志ニ出テ我カ官員ノ之ヲ動スコト能ハス、止ムヲ得ス在再致候、今日当省所轄相成候共、従来ノ姿ニテハ艦船ノ修理等仮令僅カノ破損ト雖モ頓ニ補修スルコト能ハサルニ依リ、矢張り石川島修船所ヲ盛大ニ不致候而ハ当今ノ用便ニ協ハサルカ故ニ結局二重ノ入費ト相成リ無益ノ費不少候事、」

(五)ウエルニー以下雇いフランス人の解雇を提議——最後に以上の「不都合」はすべてフランス人雇い入れの結果であつて、「我邦人トシテ之ヲ意ノ如クスル能ハサル愚ノ甚シキ」もの、したがつて雇いフランス人を一時「御断り」し、わが国人のみの手で製造をおこない、差し支えを生じた場合に新たに雇い入れた方がよいと建言している。ただし、ウエルニーは当初幕府がフランス政府に依頼し、同政府の推薦で来日した者であるから、「ウエルニーへ直談候共決テ肯セサルハ勿論」、「同人エ直談候ハ無益ノミナラス却テ劇怒ヲ生シ諸事不都合ヲ醸成」するであろうから、フランス公使へ「穩ニ御示談」ありたいと付言し、対仏談判の論拠につきの二条を掲げている。

(第一)日仏間製鉄所建設契約による期限はすでに経過し、製鉄所・修船所・造船所などは竣工し、現在の未完工事は今後わが国人の手で実施する方針である事。(第二)わが邦人の技術は向上し、現在、外国人の助力を必要とするものは「一、二